指定介護老人福祉施設ホピ園指定短期入所生活介護(介護予防)事業運営規程

第１章　事業の目的及び運営の方針等

（目的）

第１条　社会福祉法人ターピュランス福祉会が運営する指定介護老人福祉施設ホピ園が行う指定短期入所生活介護(介護予防)の事業の適正な運営を確保するために人員及び運営に関ずる事項を定め、施設で指定短期入所生活介護(介護予防)の提供に当たる従業者(以下「従業者」という。）が、利用者に対し、適正な指定短期入所生活介護(介護予防)を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　従業者は、利用者の心身の特性を踏まえて、その居宅において有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

（利用定員）

第３条　利用定員は１０名とする。(特別養護老人ホームベットを空床利用する場合がある)

第２章　従業者の職種、員数及び職務の内容

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第４条　従業者は、指定介護老人福祉施設の従業者と兼務するものとし、職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

一　管理者　　１名（指定介護老人福祉施設の管理者と兼務）

管理者は、従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。

二　従業者　　医師　１名以上（非常勤嘱託医１名以上）

生活相談員　１名以上

看護職員　　４名以上

介護職員　２０名以上

管理栄養士　２名以上

機能訓練指導員　１名以上

従業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たる。

三　事務職員　１名以上

事務職員は、必要な事務を行う。

第３章　サービス利用に当たっての留意事項

（内容及び手続きの説明及び同意等）

第５条　指定短期入所生活介護（介護予防）事業者は、指定短期入所生活介護（介護予防）の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得るものとする。

２　指定短期入所生活介護（介護予防）事業者は、正当な理由なく指定短期入所生活介護（介護予防）の提供を拒んではならない。

３　指定短期入所生活介護（介護予防）事業者は、当該指定短期入所生活介護（介護予防）事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定短期入所生活介護（介護予防）を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定短期入所生活介護（介護予防）事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じるものとする。

（受給資格の確認）

第６条　指定短期入所生活介護（介護予防）事業者は、当該指定短期入所生活介護（介護予防）の提供を求められた　場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護（要支援）認定等の有無　及び要介護（要支援）認定等の有効期間を確かめるものとする。

２　指定短期入所生活介護（介護予防）事業者は、前項の被保険者証に、認定審査会の意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定短期入所生活介護（介護予防）を提供するように努めるものとする。

（要介護認定等の申請に係る援助）

第７条　指定短期入所生活介護（介護予防）事業者は、要介護認定等を受けていない利用申込者に対しては要介護認定等の申請の有無を確認し、申請が行われていない場合は、利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。

２　指定短期入所生活介護（介護予防）事業者は、要介護認定等の更新申請が遅くとも前項の有効期間満了日の３０日前には行われるよう必要な援助を行うものとする。

（心身の状況等の把握）

第８条　指定短期入所生活介護（介護予防）事業者は、指定短期入所生活介護（介護予防）の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとする。

（指定短期入所生活介護（介護予防）の開始及び終了）

第９条　指定短期入所生活介護(介護予防)事業者は、利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障があるものを対象に、指定短期入所生活介護(介護予防)を提供するものとする。

２　指定短期入所生活介護(介護予防)事業者は、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めるものとする。

（サービスの提供の記録）

第１０条　指定短期入所生活介護(介護予防)事業者は、指定短期入所生活介護(介護予防)を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法によりその情報を利用者に対して提供するものとする。

第４章　指定短期入所生活介護(介護予防)の内容及び利用料その他の費用の額

（指定短期入所生活介護(介護予防)の取扱方針）

第１１条　指定短期入所生活介護(介護予防)事業者は、利用者の要介護(要支援)状態の軽減又は悪化の防止にするよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行うものとする。

２　指定短期入所生活介護(介護予防)は、相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、次条第１項に規定する短期入所生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行うものとする。

３　従業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

４　指定短期入所生活介護(介護予防)事業者は、指定短期入所生活介護(介護予防)の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者が生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。

５　指定短期入所生活介護(介護予防)事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録し、家族等に説明を行い同意を得るようにしなければならない。

６　指定短期入所生活介護(介護予防)事業者は、自らその提供する指定短期入所生活介護(介護予防)の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

（短期入所生活介護(介護予防)計画）

第１２条　管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続

性に配慮して、他の従業者と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所生活介護(介護予防)計画を作成するものとする。

2　短期入所生活介護(介護予防)計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成するものとする。

3　管理者は、短期入所生活介護(介護予防)計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得るものとする。

4　管理者は、短期入所生活介護(介護予防)計画を作成した際には、当該計画を利用者に交付するものとする。

(介護)

第１３条　介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、次の各号に掲げる事項を適切な技術をもって行うものとする。

一　１週間に２回以上、適切な方法による入浴の機会の提供（入浴がさせられないときは清拭）

二　排泄の自立についての必要な支援

三　おむつを使用せざるを得ない利用者について排泄の自立を図りつつ、そのおむつの適切な取り替え

四　離床、着替え、整容等の日常生活上の行為の適切な支援

(食事の提供)

第１４条　指定短期入所生活介護(介護予防)事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供するものとする。

2　指定短期入所生活介護(介護予防)事業者は、利用者が可能な限り離床して、食堂で食事を摂ることを支援するものとする。

(機能訓練)

第１５条　指定短期入所生活介護(介護予防)事業者は、利用者の心身状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行うものとする。

(健康管理)

第１６条　医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとらなければならない。

2　従業者は、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ指定短期入所生活介護(介護予防)事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

（口腔衛生管理）

第１７条　入所者の口腔内の健康保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう口腔衛生の管理体制を整備し、利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行うものとする。

２　歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔衛生に係る技術的助言及び指導を年２回以上実施する。

３　口腔衛生等の管理に係る計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、口腔衛生等の管理実施に当たって、当該情報、その他口腔衛生等の管理の適切かつ有効な実施のため必要な情報を活用する。

（相談及び援助）

第１８条　指定短期入所生活介護（介護予防）事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

（その他のサービスの提供）

第１９条　指定短期入所生活介護（介護予防）事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うものとする。

２　指定短期入所生活介護（介護予防）事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めるものとする。

（利用料等の受領）

第２０条　指定短期入所生活介護（介護予防）事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所生活介護（介護予防）を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定短期入所生活介護（介護予防）に係る居宅サービス費用基準額又から当該指定短期入所生活介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。

２　指定短期入所生活介護（介護予防）事業者は、前項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けることができる。

一　食事の提供に要する費用

二　滞在に要する費用

三　利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

四　利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

五　通常の送迎の実施地域を超えて行う送迎の費用

六　理美容代

七　その他指定短期入所生活介護（介護予防）において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当であると認められるもの

３　前項第七号に規定する便宜の具体的な内容及び前項各号に掲げる事項の具体的な費用については、管理者が別に定める。

４　第２項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はそ

の家族に対し、当該サービスの内容及び費用について文書により説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

5　指定短期入所生活介護(介護予防)事業者は、法定代理サービスに該当しない指定短期入所生活介護(介護予防)に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定短期入所生活介護(介護予防)の内容、費用の額、その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

(通常の送迎の実施地域)

第２１条　前条第２項第五号に規定する通常の送迎の実施地域は、高崎市の区域とする。

第５章　非常災害対策

(非常災害対策)

第２２条　指定短期入所生活介護(介護予防)事業者は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

第６章　その他運営に関する重要事項

(利用者に関する市町村への通知)

第２３条　指定短期入所生活介護(介護予防)事業者は、指定短期入所生活介護(介護予防)を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知するものとする。

一　正当な理由なしに指定短期入所生活介護(介護予防)の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。

二　偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(勤務体制の確保等)

第２４条　指定短期入所生活介護(介護予防)事業者は、利用者に対し適切な指定短期入所生活介護(介護予防)を提供できるよう、従業者の勤務体制を定めておくものとする。

2　指定短期入所生活介護(介護予防)事業者は、指定短期入所生活介護(介護予防)事業所の従業者によって指定短期入所生活介護(介護予防)を提供するものとする。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3　指定短期入所生活介護(介護予防)事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保するものとする。

(衛生管理等)

第２５条　指定短期入所生活介護(介護予防)事業者は、利用者の使用する施設、食器その

他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

（掲示）

第２６条　指定短期入所生活介護（介護予防）事業者は、指定短期入所生活介護（介護予防）事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力病院、利用料、苦情解決の手順その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする。

（秘密の保持等）

第２７条　従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。このことは、退職者についても同様であるものとする。退職者に対する秘密の保持に関する措置については、別に定める。

２　指定短期入所生活介護（介護予防）事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておくものとする。

（苦情等への対応）

第２８条　指定短期入所生活介護（介護予防）事業者は、提供した指定短期入所生活介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。

２　前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。

３　指定短期入所生活介護（介護予防）事業者は、利用者及びその家族からの苦情に関して市町村及び国民健康保険団体連合会が実施する調査等に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合には必要な改善を行うものとする。

（地域等との連携）

第２９条　指定短期入所生活介護（介護予防）の事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

（事故発生時、緊急時における対応方法）

第３０条　指定短期入所生活介護（介護予防）事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供により事故又は緊急時が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。また別に定める「事故発生時及び緊急時の対応について」に基づき行動する。

２　指定短期入所生活介護（介護予防）事業者は、前項の事故又は緊急時の状況及び事故又は緊急時に際して採った処置について記録するものとする。

３　指定短期入所生活介護（介護予防）事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護（介護予防）の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

（記録の整備）

第３１条　指定短期入所生活介護(介護予防)事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

２　指定短期入所生活介護(介護予防)事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護(介護予防)の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存するものとする。

一　短期入所生活介護(介護予防)計画

二　第１０条に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

三　第１１条第５項に規定する身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

四　第２３条に規定する市町村への通知に係る記録

五　第２８条第２項に規定する苦情の内容等の記録

六　第３０条第２項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置の記録

（虐待への対応）

第３２条　施設は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成 17 年法律第 124 号。以下「高齢者虐待防止法」という。)等、必要な体制の整備を行うとともに、虐待の未然防止のために必要な措置を講ずるものとする。

２　施設は、虐待の事例を把握した場合には、高齢者虐待防止法等の規定に基づき、速やかに状況を確認するなどし、関係各所に情報提供するとともに相互に連携し、適切な対応をとるものとする。

第７章　雑　　則

（改正）

第３３条　この規程の改正は理事会の議決により行う。

附　則

この規程は、平成１８年４月１日から施行する。

この規程は、平成１９年４月１日から施行する。

この規程は、平成２２年４月１日から施行する。

この規程は、平成２４年４月１日から施行する。

この規程は、平成２７年８月１日から施行する。

この規程は、平成３０年４月１日から施行する。

この規程は、平成３０年６月１日から施行する。

この規程は、令和４年６月１日から施行する。

この規程は、令和６年４月１日から施行する。

この規程は、令和６年６月１日から施行する。

この規程は、令和６年８月１日から施行する。

この規程は、令和６年１１月１日から施行する。

この規程は、令和７年４月１日から施行する。

この規程は、令和８年４月１日から施行する。

重要事項説明書(令和８月１月料金変更)

短期入所生活介護ホピ園のサービス提供にあたり、厚生労働省令に基づいて当事者が契約者に説明を行い、同意を得ました重要事項のうち、利用料(介護報酬告示上の額の１割から３割負担分)が下記の通り変更となります。

【短期入所生活介護ホピ園】　　地域区分　６級地　単位数単価 10.33 円

高崎市は、地域区分が６級地のため、総単位数に 10.33 円を乗じた金額の１割から３割が自己負担になります。小数点以下の端数処理の関係により、差異が生じることがあります。

[併設型短期入所生活介護費Ⅱ　　多床室　　]

要介護１	603 単位/日	要介護２	672 単位/日
要介護３	745 単位/日	要介護４	815 単位/日
要介護５	884 単位/日		

[併設型介護予防短期入所生活介護費Ⅱ　多床室　]

要支援１	451 単位/日	要支援２	561 単位/日

[加算]

・サービス提供体制強化加算Ⅲ　　６単位/日
・夜勤職員配置加算Ⅰ　　13 単位/日
・送迎加算　　片道 184 単位/回
・生産性向上推進体制加算(Ⅱ)　10 単位/月
・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　　月々の総単位数に 13.6%乗じた分加算

[食費等その他]

① 滞在費・食費　　滞在費　915 円/日　　食費　1,650 円/日
(食費内訳 朝食:480 円昼食:580 円夕食:590 円※提供した回数を請求します)
② 理美容代　　実費/回
③コンセントを使用する電気機器の電気使用料　　30 円/日

[利用者負担段階]

・利用者負担第４段階　　滞在費 915 円/日　食費 1,650 円/日
・利用者負担第３段階②　滞在費 430 円/日　食費 1,300 円/日
・利用者負担第３段階①　滞在費 430 円/日　食費 1,000 円/日
・利用者負担第２段階　　滞在費 430 円/日　食費　600 円/日
・利用者負担第１段階　　滞在費　　0 円/日　食費　300 円/日

重要事項内容について説明を受け、その内容について同意いたします。
重要事項説明書の交付を受け確かに受領しました。

令和８年１月１日
契約者(利用者)氏名　　㊞

身元引受人(連帯保証人)
ご家族氏名　　㊞

事故発生時及び緊急時の対応について

（1）サービス提供時又はその他の時間帯において事故が発生した場合は、次の要領により対応させていただきます。

① 転倒、骨折が疑われる場合
- あわてず速やかに対応する。
- 疼痛の観察、炎症症状の観察、出血の有無、バイタルサインのチェックをする。
- 骨折などの外科的処置を必要とする事故が生じた場合には主治医に連絡し指示を受ける。
- 状態に応じ救急車を依頼する。

② 誤嚥、誤飲の場合
- あわてず速やかに対応する。
- タッピング施行し、（背中をたたく）様子観察を行う。
- 主治医に連絡し必要時は救急車を依頼する。

③ 意識消失の場合
- あわてず速やかに対応する。
- バイタルサインをチェックする。
- 意識レベルの確認をする。
- 消失時の時間を確かめ、記録する。
- 主治医に連絡し、指示を受ける。

④ 経過をよく検討し、担当者は事故報告書を速やかに提出する。

（2）緊急時の連絡体制については、下記の要領に従い対応させていただきます。

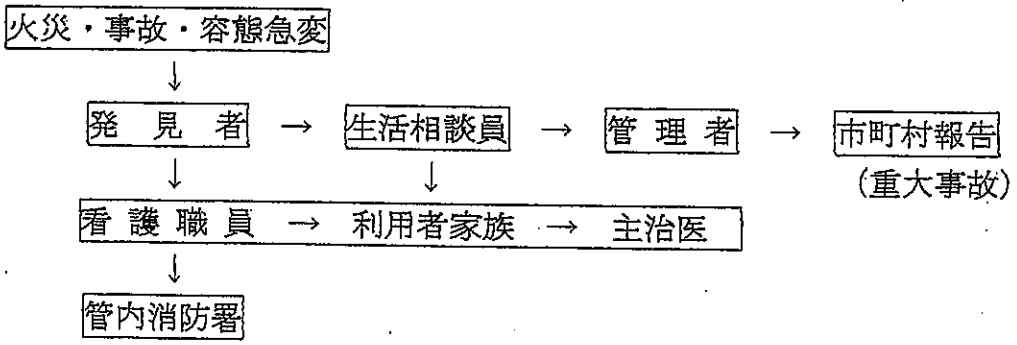

※　状況により変更する場合があります。
※　緊急時における責任者は管理者です。

〒370-0065 高崎市寺尾町621番地1
特別養護老人ホーム　ホ　ピ　園
TEL 027-324-8844
FAX 027-324-8843